WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 6 月号 | No. 06/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 年次報告 2026 の発行

PCT 出願、国内段階移行や PCT 制度の運用実績に関する豊富なデータを提供

WIPO は、PCT 制度を利用した特許活動に関して毎年実施している詳細な統計分析の最新版である PCT 年次報告 2026 を発行しました。



本報告は、PCT ニュースレター2026 年 3 月号で報告された 2025 年の PCT 出願データを更に詳しく掘り下げたものです。国際出願を分析した 30 の図表に加え、2024 年 (データが入手可能な最新年度) の国内段階移行に関する情報も掲載されています。

詳細な出願データによると、PCT 出願に記載された全発明者に占める女性の割合は 18.1%を占めました。しかしながら、女性発明者の割合は過去 15 年間で着実に上昇しており、2011 年以降、合計で 6.7%ポイント増加しています。

また、同報告によると、2024 年の PCT 国内段階への移行件数は 3.7%減少し、2 年連続の減少となりました。PCT 国内段階への移行件数は、世界中で出願された非居住者による特許出願の 53.3%を占めました。

今月号のその他のトピックス: PCT アップデート — 中小企業向け、事業戦略を決定する枠組みとしての PCT タイムラインの活用方法 — 上級者向け PCT セミナーに是非ご登録下さい — 実務アドバイス「PCT 第 I 章に基づく国際段階において官庁から受け取る通知」

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2025 年の PCT 出願のほぼ全て (99.4%) が電子出願であり、そのうち 44.5%は ePCT サービスを利用して出願されました。国際事務局 (IB) は、PCT 出願の 81.3%は受理してから 1 週間以内、95.6%は 2 週間以内に PCT で義務付けられている方式審査を行った一方、受理官庁が PCT 出願を IB に送付するまでの平均所要期間は 2.7 週間でした。これら両方の指標は、基準となる報告年度である 2011 年以降、各官庁における業務効率が大幅に改善されたことを示しています。

PCT 年次報告 2026 英語版は無料でダウンロード可能であり、基礎データもダウンロードできます。エグゼクティブ・サマリーは、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語でまもなく公表予定です。

WIPO がオンラインボタンを導入し PCT インフォラインへのアクセスを簡素化



この度、PCT ユーザは、インターネットから直接 WIPO の PCT インフォメーション・サービスに無料で通話できるようになりました。いくつかの PCT ウェブページに「無料通話」(“Call for free”) ボタンが追加され、同サービスへのアクセスが更に容易になりました。発信者がインターネットに接続していれば、世界中のどこからでも無料で通話することができます。

PCT インフォメーション・サービスでは、国際出願の提出や PCT の国際段階における手続に関する一般的なお問い合わせにお答えしています。ユーザは、ジュネーブ時間 (現在は中央ヨーロッパ夏時間) の午前 9 時から午後 6 時の間に WIPO インフォラインチームの担当者と話すことができます。

ユーザは、引き続き電話 (+41 22 338 83 38) 又は電子メール (pct.infoline@wipo.int) にて当サービスへ問い合わせすることも可能です。

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは、7 - 8 月の合併号となり、8 月前半に発行予定です。そのため、今月号と合併号の間と合併号と 9 月号の間は、通常よりも発行までの間隔が長くなります。

これらの期間中に PCT に関する重要なニュースをユーザにお知らせする必要がある場合には、PCT 電子メール配信サービスや PCT ウェブページのニュース欄にてご案内します。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、無料で登録手続が可能です。当サービスは、PCT ユーザの皆様に PCT ニュースレター最新号の発行や臨時のお知らせをご案内します。詳細や最新ニュースについては、LinkedIn で WIPO – Patents and Technology をフォローして下さい。

また、PCT ニュースレター今月号、7 - 8 月号と 9 月号の発行期間の合間にも、PCT セミナーカレンダーや手数料表が更新され、個別に公表されることがあります。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 総会の指針

PCT 総会の指針の最新版は、新たに開設された専用ウェブページにて利用可能です。「所定 PCT 手数料の減額基準を満たす国の一覧の更新に関する指針」(2024 年 7 月 17 日より発効) と「所定手数料の換

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針」(2010 年 7 月 1 日より発効) が収録されています。専用ウェブページから、利用可能な全言語版の指針にアクセスできます。

国際出願の電子出願と処理

ポーランド共和国特許庁における電子出願方法の変更

2026 年 8 月 1 日より、ポーランド共和国特許庁は、EPO Online Filing (eOLF) を利用した電子形式で提出される国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信の受理を終了します。今後、同官庁が認める電子出願ソフトウェアは、ePCT 出願のみとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (PL) が更新されました)

PCT アップデート

AU: オーストラリア (手数料)
BS: バハマ (PCT への加入)

PCT ニュースレター5 月号でお知らせしたとおり、バハマは 2026 年 8 月 19 日より PCT 条約に拘束されます。加入書には、PCT 第 64 条(5) に基づく宣言が含まれており、バハマは PCT 第 59 条 (特許協力条約又は PCT 規則の解釈又は適用に関する二以上の PCT 締約国の間の紛争に関する規定) に拘束されないものとみなす旨が明記されています。

(PCT 出願人の手引 PCT 締約国が更新されました)

CN: 中国 (手数料の支払期間)

指定 (又は選択) 官庁としての中国国家知識産権局 (CNIPA) は、特許と実用新案の出願手数料、並びに特許の出願公開手数料は、PCT 第 22 条又は第 39 条(1) に定める期間内に支払う必要がある旨を明確にしました。特許又は実用新案について適用される追加の出願手数料は、同時に支払われなかった場合でも、CNIPA からの求めに応じて支払うことが可能です。

(PCT 出願人の手引 国内章、概要 (CN) が更新されました)

EC: エクアドル (当該官庁の電子メールアドレス)
HN: ホンジュラス (当該官庁の電子メールアドレス)
HU: ハンガリー (手数料)
IL: イスラエル (手数料)
LK: スリランカ (当該官庁の電子メールアドレス)
MT: マルタ (代理人による代理)
NO: ノルウェー (手数料)
RU: ロシア連邦 (当該官庁の問い合わせ先)

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) の住所とファックス番号が、以下のとおり変更されました。

所在地とあて名:

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(一般の問い合わせ)
Federal Service for Intellectual Property (Rospatent)
Berezhkovskaya nab. 30-1
Moscow, G-59, GSP-3, 121059
Russian Federation

(出願手続専用)
Federal Institute of Industrial Property (FIPS)
Berezhkovskaya nab. 30-1
Moscow, GSP-1, 119991
Russian Federation

ファックス番号: (7-495) 531 63 36

(PCT 出願人の手引 附属書 B (RU) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 7 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 スイスフラン、シンガポールドル

インド特許庁 米国ドル

イスラエル特許庁 ユーロ、米国ドル

国立産業財産機関 (ブラジル) ユーロ、米国ドル

2026 年 8 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO) ハンガリーフォリント、ノルウェークローネ

イスラエル特許庁 スイスフラン

韓国知識財産処 (MOIP)..... ニュージーランドドル

北欧特許機構 ノルウェークローネ

スウェーデン知的財産庁 (PRV) ノルウェークローネ

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、BR、EP、IL、IN、KR、SE、XN) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

SME サポートシリーズ

PCT SME (Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 3 回 「PCT タイムラインの戦略的な活用方法とは？」

Q: 私は小企業を経営しており、重要な発明について遅滞なく特許保護を求めたいと考えています。一方で、当社は現在もプロダクトテストを行い、投資家や潜在的なパートナーとの協議を進め、発明の販売や製造先、或いはライセンス供与を行う場所を決定している最中です。PCT を利用すれば、特許保護を求める国を決定するための時間をより多く確保できると理解しています。その時間をどのように活用すべきでしょうか？

A: PCT のタイムラインは、PCT 制度を支える法的枠組みと特許出願手続を反映したものです。PCT を効果的に活用するには、これらの手続に従う必要があります。従って、タイムラインと PCT 手続のための期間を遵守することは、それらの法に準拠することでもあります。しかし、タイムラインを実用的な事業計画のツールとして捉えることも理にかなっています。適切に理解すれば、タイムラインは重要な事業戦略やスケジュールの策定に役立ちます。PCT のメリットを最大限利用するためには、PCT 制度が提供する柔軟性、リスクや費用の管理が可能な機会が手続のどの段階に存在しているかを把握する必要があります。

PCT は、特許出願制度であり、特許を付与する制度ではありません。国際出願を行ったからといって、「国際特許」が付与されるわけではありません。発明に対する保護が認められるかどうかは、保護を求めることを選択した各国の国内又は広域の特許庁が決定します。但し、国際出願日が認められれば、PCT 出願は、各指定 (すなわち、選択) 国において、通常の国内出願と同様の法的効力を持ちます。

PCT 出願を行うと、通常は、PCT 締約国全てが自動的に指定されます。保護を求める国を特定するのは、手続後半の段階 (いわゆる国内段階) まで待つことができます。これにより、手続、審査、翻訳や法律専門家にかかる費用の大部分を手続の後半まで先送りすることが可能になります。

PCT 出願を行うことで、保護を求める地域を選択するための明確なスケジュールが示されます。国内段階への移行には多額の費用がかかる場合があるため、保護を求める国や地域を決定する際には、その費用と、各市場における保護がもたらす潜在的な商業的利益とを比較検討する必要があります。PCT 手続の流れを理解しておけば、適切な決定が必要な手続の各段階に集中することができます。

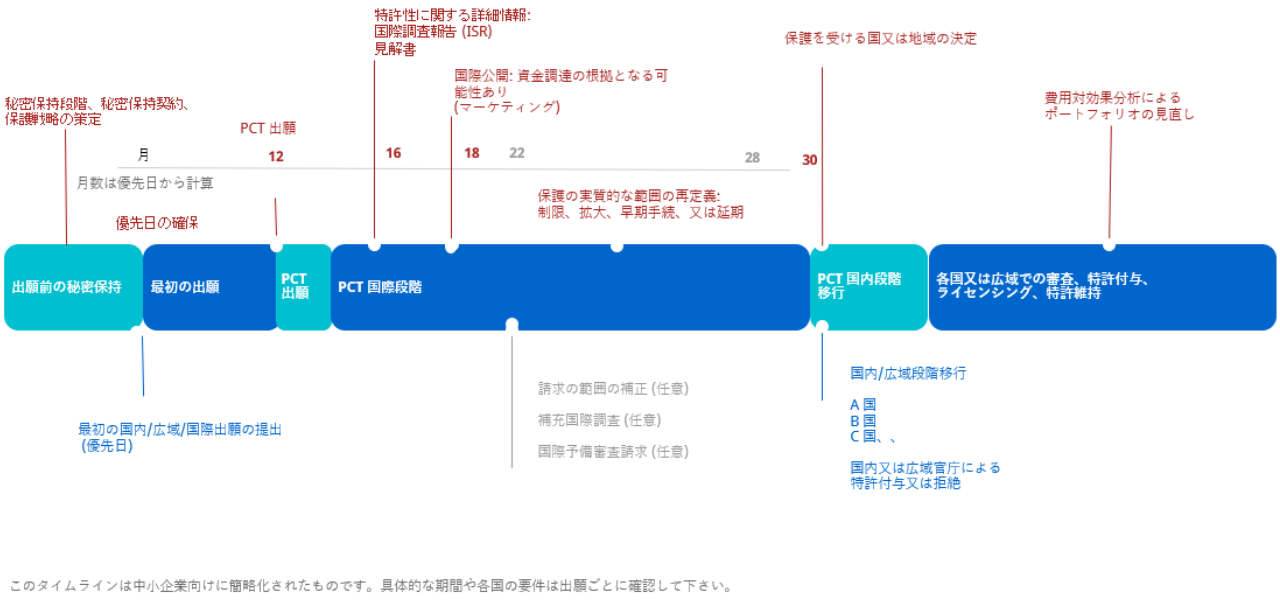
図 1 は中小企業向けの PCT タイムラインを示しています。一見複雑に見えるかもしれませんが、ご安心下さい。法律専門家が必要な手続を案内してくれます。また、PCT を利用すると、国際事務局やその他の特許庁から、必要な手続を知らせる一連の通知や PCT 様式が、出願人又は法律専門家に送付されます (詳細は、今月号の下記の「実務アドバイス」記事をご参照下さい)。図 1 では、PCT 出願に伴う主な法的・手続上の流れに加え、中小企業にとって重要な事業戦略の策定に関する事項も強調しています。これらの事項については、以下の表 1 でより詳しく説明しています。出願プロセスに関しては、以下の重要な点を理解しておく必要があります。

- タイムライン上の月数は、優先日から起算されます。多くのユーザは、最初に 1 件又は複数の国内又は広域特許出願を行い、その後 12 か月以内に先の出願からの優先権を主張して PCT 出願を行います。優先日は、優先権が主張される最先の出願の出願日、又は先の優先権が主張されない場合は、国際出願日となります。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- 優先期間の終了間際に PCT 出願が行われる典型的なケースでは、国際調査報告 (ISR) と国際調査機関による見解書は、通常、優先日から約 16 か月後に利用可能になります。これら 2 つの文書は、判断材料として役立ちます。ISR は関連する先行技術を特定するものであり、見解書は、当該発明が PCT の要件、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を含む特許性に関する基準を満たしているかどうかについて、予備的且つ拘束力のない見解を示すものです。
- 出願人が事前に取り下げを行わない限り、WIPO は通常、優先日から 18 か月が経過した後速やかに国際出願を公開します。
- 大多数の特許庁において、国内又は広域段階への移行期間は、通常、優先日から 30 か月又は 31 か月以内となっています。但し、各特許庁に適用される期間や要件については、常に確認する必要があります。また、国や地域ごとに早期に且つ個別に国内段階へ移行することも可能であることを知っておいて下さい。
- 図 1 には、任意の国際段階の手続も示されています。例えば、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正、補充国際調査や PCT 第 II 章に基づく国際予備審査の請求などが、場合によっては該当することがあります。第 II 章に基づく請求は、通常、国際調査報告 (ISR) と見解書の送付から 3 か月以内、又は優先日から 22 か月以内 (いずれか遅い方の日) に提出する必要があります。対応する国際予備報告は、通常、国際段階の後半に作成されます (簡略化されたタイムラインでは、およそ 28 か月後と表示されています)。

図 1: 中小企業向けPCTタイムライン



このタイムラインは中小企業向けに簡略化されたものです。具体的な期間や各国の要件は出願ごとに確認して下さい。

特許取得に伴う法的・方式上の要件に加え、もう一点ビジネスの観点から、より根本的な一連の事項についても考慮が必要です。表 1 では、PCT タイムラインの各段階におけるビジネス上重要な考慮事項を説明しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

表 1: PCT タイムラインの各段階におけるビジネス上重要な考慮事項

タイミング	PCT/法的観点	中小企業/ビジネス観点
開示前	PCT 手続はまだ開始していない。特許保護を希望する場合は、最初の出願を準備する。	技術情報は機密として扱う（知る必要のある者に限定）; 秘密保持契約（NDA）を確認・使用する; 創業者、従業員、コンサルタント、契約業者、研究パートナー、又は共同出願人候補者から特許権に関して確認を行う; 何を出願書類に記載すべき事項とし、何をノウハウや営業秘密として留保すべき事項とするかを検討する。
最初の出願及び優先期間	最初に国内出願又は広域出願を行う。優先権を主張する場合は、優先日から 12 か月以内に PCT 出願を行う。	最初の 12 か月間を利用して、ビジネスケース、有望な市場、競合他社、投資家やパートナー向けの資料や予算を検討する。最初の出願前や出願の初期段階では、各特許庁又は自社による特許情報の調査が重要となる。また、特定の市場での販売を開始する前に、別途、特許侵害予防調査(freedom-to-operate review）が必要になる場合がある。
PCT 出願及び国際調査の後	優先期間の終了間際に PCT 出願が行われる典型的なケースでは、国際調査報告（ISR）と見解書は、優先日から約 16 か月後に利用可能となる。また、請求の範囲に対する第 19 条に基づく補正、補充国際調査、PCT 第 II 章に基づく国際予備審査の請求など、任意の手続も検討可能。	調査結果（ISR と見解書）を意思決定の材料として活用: 特許請求の範囲を精査、リスクを再評価、投資家やパートナー向けの資料を更新し、戦略を拡大する、特化する、迅速化するのかを決定する。公開に向けた準備を行うか、（ごく稀なケースで）発明を秘密保持し、更なる改良を進めるために、当該発明に関連する全ての出願を取り下げる。発明の内容が一切公表されていない限り、改良を加えた上でいつでも再出願が可能。
国際公開及び任意の第 II 章手続	出願が取り下げられない場合は、通常、優先日から 18 か月が経過した後速やかに出願が公開され、公衆がアクセス可能な PATENTSCOPE データベースを通じて利用可能となる。第 II 章に基づく請求の提出期間は、通常、ISR と見解書の送付から 3 か月後、又は優先日から 22 か月後（いずれか遅い方の日）。簡略化されたタイムラインでは、第 II 章報告の作成はおよそ 28 か月後と表示。	第 II 章に基づく請求を検討している場合は、国内又は広域段階に移行する前に、国際予備審査が役立つかどうかを決定する。ビジネス上の観点から、審査の進捗状況に基づいて他の管轄地域での出願処理を迅速化することを視野に入れ、早期審査を優先することが望ましい場合もある。これにより、地理的な保護範囲について柔軟性を維持し、国内と広域段階での多額の費用の発生を先送りしつつ、明確な特許審査状況の把握が可能。
国内・広域段階前	多くの特許庁において、通常は、優先日から 30 か月以内に国内段階へ移行しなければならないが、期間や要件は特許庁によって異なる。期間内に国内段階に移行しない場合は、PCT 出願は効力を喪失する。	出願時には、全ての PCT 締約国が自動的に指定されるため、国内又は広域段階への移行先に関する決定は、一般的に適用される期間が近づいてから行うことが可能。顧客、競合他社、製造、パートナー、ライセンス、権利行使、翻訳や現地代理人の費用、規則が適用する期間、資金の調達状況などを考慮し、ビジネスケースに応じて国を選定する。PCT 特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）の取決めに基づき、特定の国において早期審査の申請も検討する。
国内・広域段階移行後	各国内・広域官庁は、それぞれの法令に基づき出願を審査し、保護を付与するかどうかを決定する。	出願手続中や特許取得済みのポートフォリオを定期的に見直す: 特許維持料の支払いが依然として妥当であるかどうかを判断し、ライセンス供与や譲渡の機会を検討し、特許庁からの通知や支払請求を確認する。

参考となる WIPO 資料

WIPO は様々な資料を無料で提供しています。PCT の主要な手続や各特許庁ごとの要件は、PCT FAQs や PCT 出願人の手引をご参照下さい。公開済みの PCT 出願については PATENTSCOPE、電子出願や優先権書類の管理については ePCT と DAS、特許権、秘密保持、ポートフォリオの作成といったより広範な知的財産管理に関する詳細は、WIPO IP Diagnostics や刊行物「アイデアを事業にする: スタート

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

アップ企業のための知的財産ガイド」、更に、特定の特許庁における早期審査の適用可否については、WIPO の PCT-PPH ウェブページをご確認下さい。

重要なポイント

中小企業にとって、PCT タイムラインは単なる法的な期間を表示したリストにとどまらず、事業戦略の策定やリスク管理のツールとしても機能します。当ツールは、国際公開前の選択肢を広く残す、市場調査を行う、出願の調査結果を検討する、国内段階移行する国をより慎重に選定する、国内又は広域段階移行前の不要な費用を回避する目的でご活用下さい。

今後の PCT 研修

2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日まで開催予定の上級者向け PCT セミナーに是非ご登録下さい

WIPO は、2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日までジュネーブにて、恒例の上級者向け PCT セミナーを開催します。

この対面式セミナーは、特許管理者、パラリーガル、海外出願の専門家や特許代理人、弁理士など PCT 制度の実践者を対象としています。参加者は、国際事務局の PCT チームから PCT 制度のベストプラクティスのアドバイスを得られ、当制度の最新動向についての理解を深められる内容となっています。

まもなく参加登録の受付を開始します。過去のセミナー動画や資料へのリンクを含む詳細については、上級者向け PCT セミナーのウェブページをご利用下さい。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門（DL101PCT）では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に、WIPO Academy website から行って下さい。

日本語の PCT 出願人の手引

現在、日本語の PCT 出願人の手引は、PDF で公開され年に一度更新されていますが、国際事務局では、今後、同手引を、英語・フランス語版と同様の html 形式で公開するように準備をすすめています。新たな手引が公表されましたら、本ニュースレターでご案内いたします。

実務アドバイス

PCT 第 I 章に基づく国際段階において官庁から通常受け取る通知

Q: 私は PCT 出願を行ったばかりです。私の出願に方式上の欠陥がないものと仮定すると、国際段階ではどのような通知が届くのでしょうか？

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

A: PCT に基づく国際出願を行った後には、受理官庁 (RO)、国際事務局 (IB) や国際調査機関 (ISA) から、様々な通知、求めやその他の通信が届きます。通常、すなわち、提出された PCT 出願に方式上の欠陥が認められない場合には、出願人は、以下に概説する通知を受け取ることになります。(なお、この概要には、PCT 第 II 章に基づく国際予備審査に関連する通知は含まれていません。)

出願人は、各通知の到着状況を注意深く観察し、その内容を確認する必要があります。通知に記載されている情報が自身の記録と一致しているかを必ず確認して下さい。出願が公開された時点では、是正措置の重要な期間がすでに経過している可能性があるため、誤りの発見や訂正は出願の公開前に行って下さい。

PCT/RO/105 国際出願番号及び国際出願日の通知書

RO が出願を受理した日に国際出願日の付与要件が満たされている場合、RO はその日を国際出願日として付与し、出願人に通知します (PCT 第 11 条(1) 及び規則 20.2)。出願人は、この重要な通知 (通常、出願後 1 か月以内に発行) の受取を確認する必要があります。付与された出願日が予想した日付であること、そして通知に記載されているその他の情報が正しいことを確認して下さい。誤りがある場合には、所定の手続に従って訂正の請求を検討する必要があります。

PCT/RO/150 翻訳文の提出命令書

PCT 出願が、管轄する ISA が認めていない言語によりなされた場合には、出願人は、出願日から 1 か月以内に、当該 ISA が認める言語による翻訳文を提出しなければなりません。翻訳文が未提出の場合、受理官庁 (RO) は出願人に提出を求めます。当手続は、PCT 規則 12.3 に規定されています。

PCT/RO/102 所定の手数料の納付に関する通知書

送付手数料、国際出願手数料と国際調査手数料は、出願後 1 か月以内に支払わなければなりません (PCT 規則 14、15 と 16)。通常、出願人は、この通知書を国際出願日の通知書とともに受け取ります。電子出願システムであれば、手数料の金額は自動的に計算されています。当通知書には未払残高が記載されていますので、金額を確認し、できるだけ早く支払う必要があります。なお、RO は、調査手数料が支払われるまで、出願の写し (調査用写し) を ISA に送付しない点にご留意下さい (PCT 規則 23.1(a))。1 か月以内に全ての手数料が支払われない場合には、RO は、PCT 規則 16 の 2 に規定された手続を適用し、様式 PCT/RO/133 (後払手数料を伴う) 手数料の納付の補正命令書を発行します。

PCT/IB/301 記録原本の受理通知書

IB は、(該当する場合、必要な国家安全保障上の許可を取得した後) RO から国際出願の写し (記録原本) を受領した旨を出願人に通知します (PCT 規則 22.1 と 24.2)。記録原本は、国際公開や IB における出願のその他の処理に使用されます。

PCT/ISA/202 調査用写しの受理通知書

ISA は、国際調査を行うための基礎となる調査用写しを受理した日付を出願人に通知します (PCT 規則 23 と 25)。国際調査報告と ISA の見解書は、通常、受理日から 3 か月以内に作成されます。

PCT/ISA/220 国際調査報告及び国際調査機関による見解書の送付の通知書
PCT/ISA/210 国際調査報告 (又は PCT/ISA/203 国際調査報告を作成しない旨の決定) 及び
PCT/ISA/237 国際調査機関の見解書

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ISA は、優先日から約 16 か月後、国際調査報告 (ISR) と見解書と呼ばれる、国際調査の結果を出願人に送付します（PCT 第 17 条、第 18 条、規則 43、43 の 2、44)。様式 PCT/ISA/220 は、調査結果に添付されるフロントページとして送付されます。例えば、ISA が除外対象の主題に関連しているなどの理由で、ISR を作成しない旨を決定した場合、その報告の代わりに、その旨を記載した宣言 (訳者注: 上記の様式 PCT/ISA/203) を送付します。

PCT/IB/304 優先権書類の提出、取得又は送付に関する通知書

IB は、PCT 願書に記載された優先権主張に関連する優先権書類を受理したこと、又はデジタルアクセスサービス (DAS) を通じて当書類を取得したことを出願人に通知します。出願人は、この通知書を確実に受け取るようにして下さい。優先権書類又は DAS アクセスコードを提出した後、妥当な期間内に通知が届かない場合は、出願人は、優先権の主張に関して問題があった可能性を考慮し、可能であれば優先権の主張を補充するための期間内 (PCT 規則 26 の 2) に対応する必要があります。複数の優先権が主張されており、優先権の主張の横に「NR (Not Received) 未受領」と表示されている場合も同様です。優先権書類の提出に関する詳細は、PCT 規則 17.1 をご参照下さい。

PCT/IB/311 国際出願の公開に関する通知書

IB は、国際出願が特定の日付に特定の公開番号をもって PATENTSCOPE 上に公開されたことを出願人に通知します (PCT 第 21 条と規則 48)。出願の内容は、当該日より一般に公開されます。また、公開番号を用いて出願情報を参照することができます。

PCT/IB/308 国際出願の送達に関する出願人への二回目 [1]及び追加的な通知 (第 22 条(1) に基づく 30 か月の期限を適用している指定官庁に対する送達)

通常、優先日から 28 か月が経過した時点で、IB から、当該出願の送付が必要な全ての国内官庁に送付されたことを知らせる通知書が出願人に送付されます。送付が不要な国内官庁にとっては、この通知書は、当該出願が全ての指定官庁においてダウンロードが可能となったことを知らせる確実な証拠となります。従って、出願人は、指定官庁に対して国際出願の写しを提出する必要はありません。さらに、この通知書は、国内段階への移行期間が間近であることを出願人に適時に知らせる役割も果たします。

PCT/IB/326 特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 I 章) の写しの送付に関する通知書
PCT/IB/373 特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 I 章)

優先日から 30 か月が経過した時点で、国際予備審査の請求が提出されていない場合には、IB は ISA に代わり、ISA の見解書を特許性に関する国際予備報告 (第 I 章) に変換し、これを指定官庁に通知するとともに、その写しを出願人に送付します (PCT 規則 44 の 2.1 と 44 の 2.2)。

PCT/IB/374 ISA の見解書の翻訳文の送付通知書

また、30 か月の時点で ISA の見解書が英語で作成されていない場合には、IB は指定官庁用に英語に翻訳し、その翻訳文の写しを出願人に送付します (PCT 規則 44 の 2.3 と 72)。

*

[1] 最初の通知は、19 か月経過後速やかに送付され、国内段階移行に関する 30 か月の期間を適用していない、ルクセンブルクとタンザニア連合共和国のみを対象としています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

上記のリストは、PCT 第 I 章に基づく国際段階において、出願人が受け取るべき通知を網羅したものです。これ以外の PCT 関連の求めや通知を受け取った場合で、特に国際出願日や優先権の主張が問題となる場合には、細心の注意を払ってそれらの書類を確認して下さい。これらは方式上の欠陥に関するものであることがあり、一部は所定の期間内に補正することが可能ですが、それ以外の場合には権利の喪失につながる恐れがあります。

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいた全てのトピックスを掲載できるとは限りませんが、皆様からのご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY